

# 山梨県公報

第二千三百五十二号

平成二十五年

九月五日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(三件)……………五八九

○道路の供用開始……………五九〇

○建築基準法に基づく道路位置指定……………五九〇

○県営土地改良事業計画の決定……………五九〇

### 公告

○落札者の決定について……………五九一

○富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の変更……………五九一

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………五九一

### その他

○山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令……………五九二

## 告示

### 山梨県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

### 山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から				

南巨摩郡身延町和田字田之沢山六五五番の一地先から	南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤六九二番の一地先まで	南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の四地先から	南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の二二地先まで	南巨摩郡身延町和田字田之沢山六三〇番の一地先から	南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤六九二番の一地先まで
旧	新	旧	新	旧	新
八・一〇	八・一〇	七〇・八	一三・五〇 一三三・六	八・一〇	七〇・八
八二五・〇	八九三・〇	八二六・〇	八四二・〇	八二六・〇	八四二・〇

南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	五〇・〇	
南巨摩郡早川町草塩早川左岸堤防敷地先から	六・五 七・〇	一一二〇・〇
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇 五〇・〇	一一八三・〇

**山梨県告示第二百七十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇 五〇・〇	七・〇 五〇・〇	一一八三・〇	一一八三・〇
	五・〇 八・〇	五・〇 八・〇	一五五〇・〇	一五五〇・〇

**山梨県告示第二百七十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	上野原市桐原字腰越九三三八番 の一地先から 上野原市桐原字腰越九三三九番 の一地先まで	一四九・一	平成二十五年 九月五日

**山梨県告示第二百七十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日  
平成二十五年九月五日
- 二 指定道路の位置  
韮崎市藤井町駒井字砂宮神三千六百一十九番十九、三千六百一十九番二十三、三千四百五十七番四
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員六・〇メートル、最小幅員四・二二メートル
- 四 指定道路の延長  
五十九・二七メートル

**山梨県告示第二百八十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、県営土地改良事業（釜無川右岸地区水利施設整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ  
る。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から同年十月七日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十五年十月八日から同年十月二十二日まで

## 公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ  
シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

路面清掃車（リアダンブ真空式） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年七月十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社キムラ 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 落札金額

三千八十二万二千十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に  
よる公告を行った日

平成二十五年六月六日

● 富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の変更

富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画を次のとおり変更したので、河川法（昭和三  
十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定によ  
り公表する。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務  
所（峡北支所は除く）、峡東建設事務所、峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、次  
のとおり市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があ  
った。

平成二十五年九月五日

山梨県知事 横内正明

氏名	住所
秋山 佳史	南巨摩郡富士川町鯉沢千五百八十二番地二
井上 浩一	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目四番地二十二
大木 洋一	西八代郡市川三郷町黒沢三百八十八番地四
佐々木 隆夫	西八代郡市川三郷町黒沢八百三十八番地
高野 昌幸	甲斐市西八幡千七百七十五番地 花形住宅三号棟
中村 資春	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目一番地九
深澤 守	南巨摩郡富士川町鯉沢六百五十五番地六十五
望月 征二	西八代郡市川三郷町黒沢三千五百九十八番地

## その他

### 山梨県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年九月五日

山梨県労働委員会

会長 鶴田和雄

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令

山梨県労働委員会運営規程（平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項2中「第二十八条の二第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項3中「第二十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項4中「第二十八条の四」を「第三十一条」に改める。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。